

【第1版】

臼杵市災害時受援計画



平成31年（2019年）3月

臼 杵 市

-----目 次-----

はじめに

I	計画の基本方針	1
1	被災地では何がおこるか	1
2	受援と応援について	2
3	受援計画の基本的考え方	2
4	応援要請の基本的流れ	3
5	対象となる危険事象	3
6	受援が必要と予想される業務	4
7	宿泊先の確保	5
II	個別受援計画	6
1	物資調達・受け入れ・市分け・配布業務	6
2	被災建築物応急危険度判定業務	8
3	被災宅地危険度判定業務	9
4	応急仮設住宅建設業務	10
5	建物被害認定調査業務	11
6	道路・河川・橋梁・建物等の復旧業務	12
7	上水道の復旧・応急給水業務	14
8	下水道の応急復旧業務	15
9	り災証明の発行業務	16
10	保険証再交付等の業務	17
11	税に関する業務	18
12	仮設住宅の申込受付・入居手続き業務	19
13	被災者への総合支援業務（被災者総合窓口）	20
14	避難所等における保健衛生・医療救護活動業務	22
15	災害廃棄物処理業務	23
16	一般避難所及び福祉避難所の連絡調整業務	24
17	広域応援部隊（警察災害派遣隊・緊急消防援助隊・自衛隊災害派遣部隊） 等の受け入れ	25
18	災害ボランティア活動業務（派遣要請・受け入れ・配置）	27
III	災害時相互応援協定	28
IV	その他	32

はじめに

近年、国内では大きな地震（東日本大震災、熊本大分地震）や豪雨等（広島県での土砂災害、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、平成 24 年 7 月九州北部豪雨、平成 29 年 7 月九州北部豪雨）による大規模災害が発生し、甚大な被害を及ぼしている。

また、平成 30 年 4 月には、中津市耶馬溪町で、大規模な地滑りが発生し 6 名の尊い命が失われた。

大規模な災害発生後の対応においては、被災地外の地方公共団体や防災関係機関をはじめ企業やボランティア団体等から、様々な種類の応援が行われてきている。

被災した自治体では、応援を受け入れることになるが国、県、市町村の役割分担が明確でないなど、受援体制が十分に確立されていないことから、多くの混乱が見うけられることがある。

本市においても、南海トラフ巨大地震のような大規模な地震・津波の被害を受けることも想定されており、その他にも、大雨による大規模な土砂災害や洪水についても、心配されているところである。

このような大規模災害により被災した場合は、本市の職員だけでの対応は極めて困難であり、災害時相互応援協定を締結している自治体職員や広域で派遣される自治体職員、災害ボランティア等の人的支援の迅速な受け入れが不可欠となる。

さらに、被災者に対する食料などの応援物資等の支援についても、多くの物資が届けられることが予想されることから、物資の受け入れ体制についても明確にしておく必要がある。

このようなことから、過去の災害による教訓や、被災経験のある他市の検証をもとにして、全国からの「支援」を効率的かつ有効的に利用できるよう、「臼杵市災害時受援計画」（以下、「受援計画」という。）を定め、早期復旧が出来るよう努める。

I 計画の基本方針

1 被災地では何がおきるか

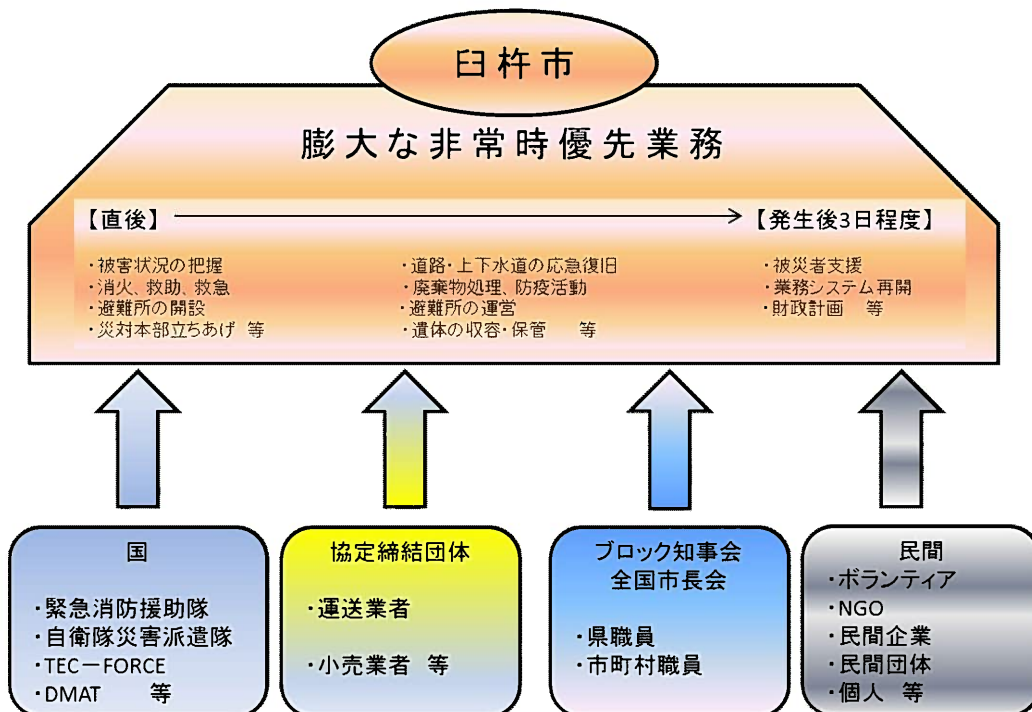
○非常時優先業務で多忙を極める被災自治体（臼杵市）に対して、応援の申し出が集中する。

○東日本大震災や熊本大分地震では、次の要因により初動体制の構築や迅速な応援要請に支障をきたした。

- ・職員自身の被災
- ・庁舎自体の被災による機能障害
- ・行政機能の喪失
- ・交通途絶による職員の登庁の遅れ

○全国の自治体から多くの応援職員を受け入れたが、応援職員に対し配備や活動の明確な指示ができず、さらには宿舍の確保、食料の供給、道案内等の対応に困難を極めた。

○発災直後から多くのボランティアの受け入れを開始したが、明確な定めがなくニーズの把握やコーディネート等に多くの課題を残した。



2 受援と応援について

平成 29 年 3 月に内閣府（防災担当）が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）によると、「受援」と「応援」については、次のとおりとなっている。

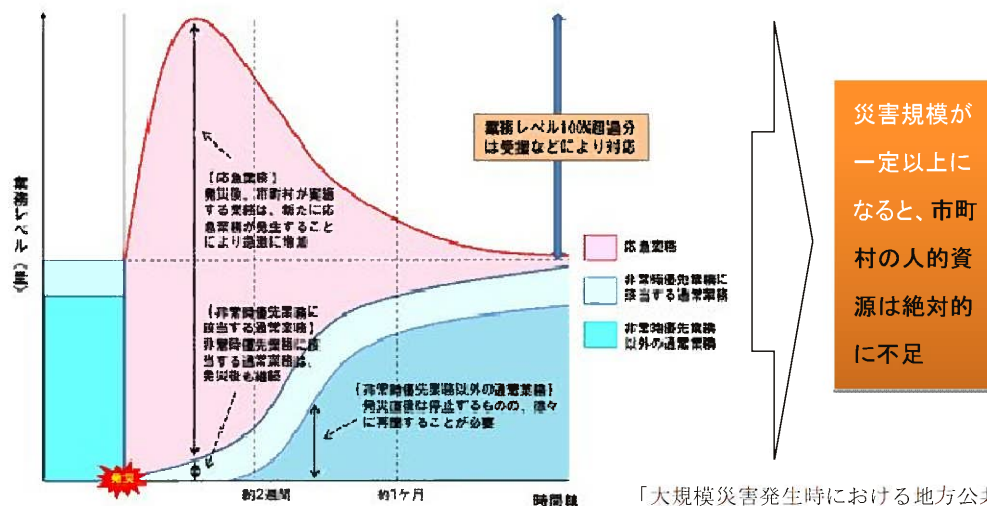
- 「受援」とは、災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用すること。
- 「応援」とは、災害時に、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、又は自主的に人的・物的資源などを支援・供給すること

3 受援計画の基本的考え方

ガイドラインによると、地方公共団体は、「災害時の受援（応援の受入れ）体制」をあらかじめ整備しておくべきであると明確に示している。

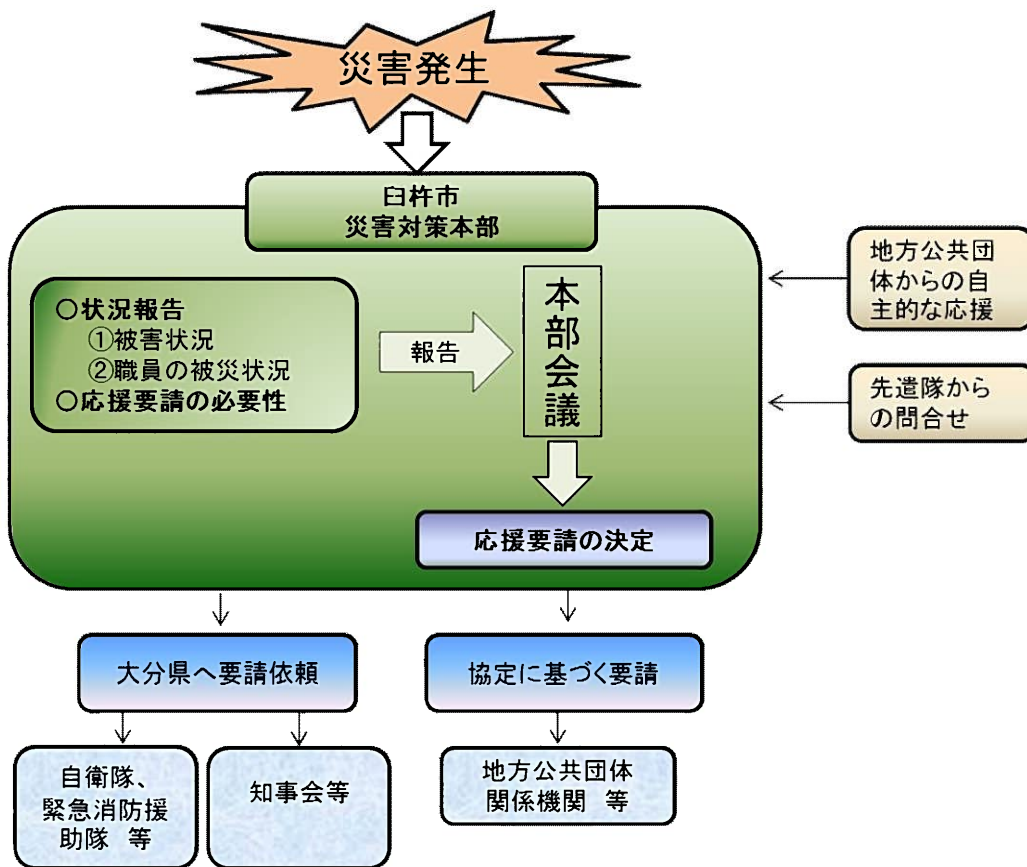
その理由として、次のとおりとなっている。

- 災害が発生すると、たとえ被害の規模が小さく、影響範囲が限定的であっても、被災地方公共団体においては、通常業務の範囲を超えて生じる新たな業務への対応が必要となる。被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、被災地方公共団体単独での対応は、一層困難になる。このような地方公共団体の対応力を超える状況下で不可欠なのが「応援の受入れ」となる。
- 被災地外の地方公共団体は、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、災害発生直後から職員の派遣、物資等の提供を行うなどして被災地を支援する。
- 一方、こうした応援状況の実態に対し、受援側（被災自治体側）の準備は必ずしも十分とはいえないのが現状となっている。



「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」内閣府（防災担当）・H28.2 を一部加工

4 応援要請の基本的流れ



5 対象となる危険事象

- (1) 南海トラフを起因とする地震
- (2) 中央構造線断層帯を起因とする地震
- (3) 大雨等による大規模災害
- (4) 阿蘇山噴火

6 受援が必要と予想される業務

本計画では、次の18の業務について計画するが、被害の程度や復旧までに長期間を要することになる場合は、これ以外にも受援業務が発生する可能性がある。

	業務等の名称	担当班	主管課等	備考（資格等）
1	物資調達・受け入れ・仕分け・配送業務	総務対策班 救護地域対策班 施設管理部署	財務経営課、保険健康課、高齢者支援課、農林振興課 社会教育課	不要
2	被災建築物応急危険度判定業務	土木水産施設対策班	都市デザイン課	要資格（一級・二級・木造建築士で、県知事の講演会を修了し、申請により認定された者）
3	被災宅地危険度判定業務	土木水産施設対策班	都市デザイン課	要資格（県等が実施する講習会を修了し、判定を適正に出来ると認定され登録された者）
4	応急仮設住宅建設業務	土木水産施設対策班	都市デザイン課	要資格（建築士）
5	建物被害認定調査業務	救護地域対策班	税務課	不要
6	道路・河川・橋梁・建物等の復旧業務	土木水産施設対策班	建設課、都市デザイン課、農林振興課	技師
7	上水道の復旧・応急給水業務	上下水道対策班	上下水道管理課、上下水道工務課	技師
8	下水道の応急復旧業務	上下水道対策班	上下水道工務課	技師
9	り災証明書の発行業務	本部班	総務課	不要
10	保険証再交付等の業務	救護地域対策班	保険健康課	不要
11	税に関する業務	救護地域対策班	税務課	不要
12	仮設住宅の申込み受付・入居手続き業務	土木水産施設対策班	都市デザイン課	不要
13	市民及び外国人市民における被災者への総合支援業務	救護地域対策班 総務対策班	市民課、同和人権対策課、秘書総合政策課	不要、通訳等
14	避難所における保健衛生・医療救護活動業務	救護地域対策班	保険健康課、高齢者支援課	保健師等
15	災害廃棄物処理業務	衛生対策班	環境課	不要
16	避難所(一般・福祉)の連絡調整業務	救護地域対策班	保険健康課、福祉課	不要
17	広域応援部隊（警察災害派遣隊・緊急消防援助隊・自衛隊災害派遣部隊）等の受け入れ	本部班 消防対策班	防災危機管理室、消防本部	各部隊
18	災害ボランティア活動業務	救護地域対策班	福祉課	不要、社協へ支援

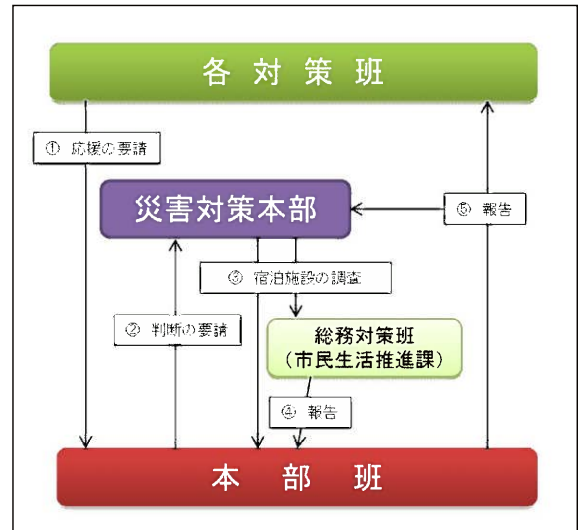
7 宿泊先の確保

本市において大規模災害が発生し、復旧等にあたる他自治体等からの職員等が短、中、長期に滞在する場合は、次頁に記載の各施設から選定する。

臼杵地域にある施設の借上げについては、本部班（総務課）で行う。

また、多くの宿泊可能な施設は臼杵地域にあり被災する可能性も高いことから、野津地域にある割烹及び農泊先を借上げ宿泊施設とすることも想定しておく必要があり、施設への連絡調整は、総務対策班（市民生活推進課）が調整を行い、結果を本部班（総務課）に報告する。

なお、宿泊先決定後、本部班（総務課）は、要請のあった班への連絡並びに災害対策本部への報告を行う。



地域	分類	施設名	電話番号	住所	備考
臼杵	ビジネス	クレドホテル臼杵 注1	0972-63-5666	駅前1組	96室
臼杵	ビジネス	ビジネスホテル すが野 注1	0972-63-3388	新町1組	30室
臼杵	ビジネス	ホテル ニューうすき 注1	0972-64-0777	千代田区1組	49室
臼杵	旅館	春光園 注1	0972-63-3128	祇園西3組	5室
臼杵	旅館	ホテル 蔵 注1	0972-64-0616	祇園西	8室
臼杵	旅館	川口屋別亭 久楽 注1	0972-64-2000	下ノ江 店	8室
臼杵	旅館	旅館 海の家 注1	0972-68-3111	佐志生	13室
臼杵	旅館	臼杵 湯の里	0972-65-3711	深田 中対田	8室
臼杵	旅館	五嶋旅館 注1	0972-63-1051	浜	12室
臼杵	旅館	かど一旅館	0972-63-1939	二王座	6室
臼杵	旅館	鷺来ヶ迫温泉旅館 俵屋	0972-62-3526	六ヶ迫	10室
臼杵	旅館	茶旅庵 蓮	0972-65-2528	深田6組	3室
野津	旅館	橘屋旅館	0974-32-2026	野津市	5室
野津	農泊	吉四六さん村グリーンツーリズム研究会	0974-32-7181	野津町他	-----
野津	割烹	富士荘	0974-32-2036	野津市	寝具無
野津	割烹	笹喜	0974-32-2050	野津市	別途準
野津	割烹	八番	0974-32-2163	野津市	備必要

注1・・・津波浸水想定区域にある施設

※宿泊先が不足する場合、本部班（総務課）は、大分県災害対策本部に豊肥地域後方支援エリアでの調整を要請する。

Ⅱ 個別受援計画

1 物資調達・受け入れ・仕分け・配布業務

(1) 担当

- ①物資調達……………総務対策班（財務経営課）
緊急物品の購入（発注）を行う。
- ②配送・物資の受け入れ・仕分……………救護地域対策班（保険健康課・高齢者支援課）
食品、生活必需品等救援物資の確保・供給及び流通在庫物資の集配を行う。
- ③物資輸送拠点の開設……………施設管理部署（農林振興課・社会教育課）

物資輸送拠点

臼杵市土づくりセンター：施設管理部署（農林振興課）

臼杵市総合公園、野津吉四六ランド：施設管理部署（社会教育課）

(2) 受援体制

- ①受援が必要な場合は、本部班（総務課）へ要請し、災害対策本部長（市長）は、大分県に支援を要請する。場合によっては、災害時相互応援協定により、本部班（防災危機管理室）は、協定締結自治体への要請となることもある。
- ②各業務の責任者は、支援者に対して研修を行い、業務内容などを説明し配置についてもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。
- ③各業務の責任者は、その都度災害対策本部に状況を報告する。
- ④救援物資の受け入れ場所は、物資輸送拠点の臼杵市土づくりセンターとし、状況に応じて、臼杵市総合運動公園、野津吉四六ランドに拡大する。
- ⑤執務室は、臼杵市土づくりセンター会議室及び災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑥休憩室は、臼杵市土づくりセンター休憩室及び災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑦支援者の移動は、公用車等によるものとする。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用する場合も有り得る。
- ⑧支援者の食料については、基本的には本人が確保することとするが、確保が出来ない場合は、担当者が本部班（総務課）へ連絡し、必要数を確保していく。
- ⑨支援者の宿泊先については、担当者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受ける。
- ⑩物資の配送は、宅配業者や各避難所から来る車両等を利用し、各指定避難所に必要物資を運搬する。また、自然発生的にできた避難所についても必要物資の運搬を行う。

(3) 受援業務の内容

- ①必要物資の調達、自治体等から送られてくる支援物資の荷卸し、仕分け、各避難所等への必要な物資配送業務

- ②各地からの支援物資については、種類毎に仕分けを行い、配送しやすいようレイアウトしておき、数量の確認を行う。(支援先、数量等の報告は、災害対策本部へ)
- ③救援物資については、提供者と協議して原則、物資輸送拠点に輸送してもらう。
- ④避難所等までの救援物資の輸送については、大分県が協定を締結した宅配業者等に要請する。または、各避難所から来る車両に積み込む。
- ⑤支援物資の受入れ、仕分け等については、可能な限り宅配業者等に委託する。

(4) 大分県の備蓄物資について

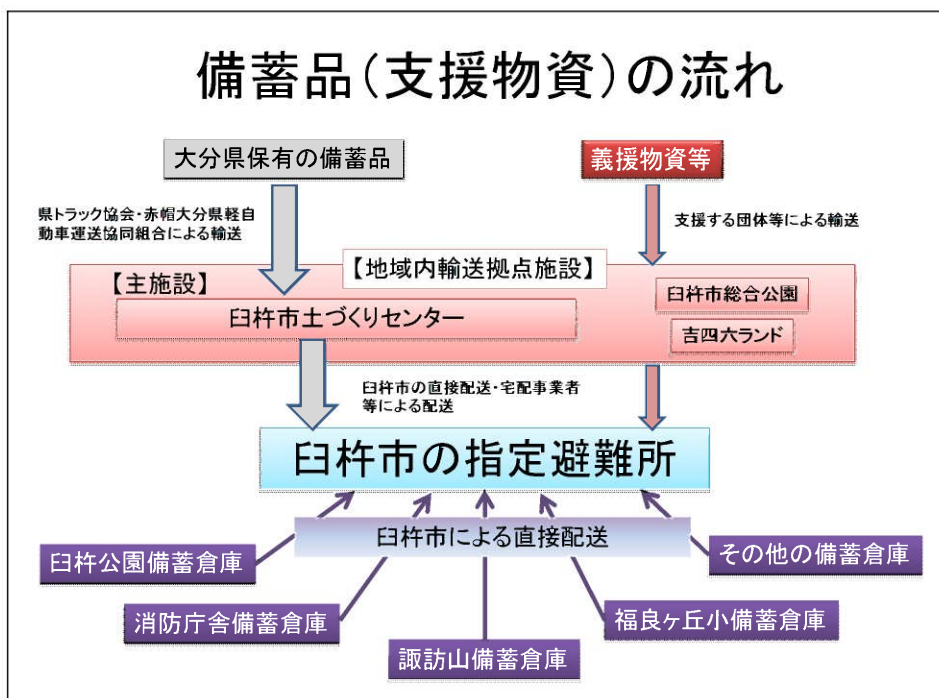
大分県災害対策本部は、被災地の状況などに勘案して必要と判断した場合は、速やかに県が備蓄している物資を、プッシュ型で支援を実施することになっている。

臼杵市への配分量

	水	食料	毛布	粉ミルク	紙おむつ		簡易トイレ
					乳児・小児用	大人用	
配分量	461 m ³	64,825 食	7,944 枚	20.6 トン	3,554 枚	720 枚	22,370 回
重量	461.5 トン	20.2 トン	10.7 トン	28.2 トン	0.2 トン	0.0 トン	1.5 トン
容量	461.5 m ³	63.0 m ³	97.0 m ³	92.1 m ³	0.9 m ³	0.4 m ³	10.6 m ³

	トイレットペーパー	生理用品	計
配分量	3,241 巻	4,211 枚	
重量	0.8 トン	0.1 トン	
容量	3.5 m ³	0.5 m ³	729.4 m ³

※物資は、6時間後から供給開始の計画



2 被災建築物応急危険度判定業務

(1) 担当

土木水産施設対策班（都市デザイン課）

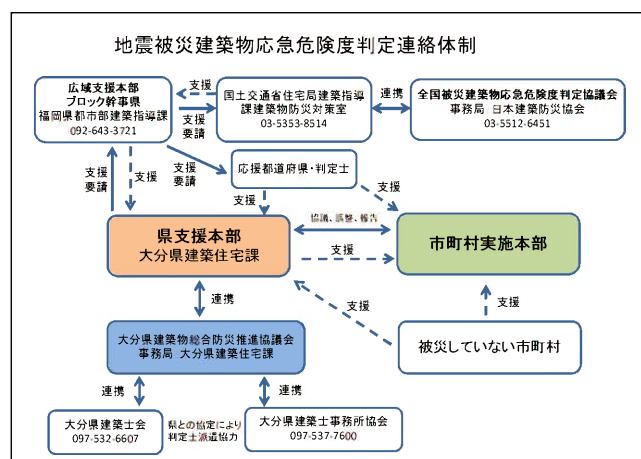
※都市デザイン課内に、「応急危険度判定実施本部」（本部長：都市デザイン課長）を設置

(2) 受援体制

- ①多くの建物が被災し、「被災建築物応急危険度判定士（以下、「応急危険度判定士」という。）」が不足し、授援が必要と判断した場合、本部班（総務課）へ要請し、災害対策本部長（市長）は、大分県に支援を要請する。場合によっては、災害時相互応援協定により、本部班（防災危機管理室）は、協定締結自治体への要請となることもある。
- ②応急危険度判定士の参集場所は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ③参加した応急危険度判定士の名簿を作成する。
- ④責任者（応急危険度判定実施本部長（都市デザイン課長））は、参加する応急危険度判定士に対して研修を行い、業務内容などを説明し、調査区域を指示して調査にあたってもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。
- ⑤応急危険度判定実施本部長は、その都度災害対策本部に状況を報告する。
- ⑥休憩室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑦必要な判定資機材は、応急危険度判定実施本部が準備するが、参加する応急危険度判定士が準備することは妨げない。
- ⑧応急危険度判定士の移動は、公用車、バイク、自転車又は徒歩によるものとする。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用する場合も有り得る。
- ⑨応急危険度判定士の食料は、基本的には本人が確保することとするが、確保が出来ない場合は、責任者が本部班（総務課）へ連絡し、必要数を確保していく。ただし、公務員以外の場合は、臼杵市が確保に努めるものとする。
- ⑩支援者の宿泊先については、責任者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受ける。

(3) 受援業務の内容

業務遂行に関する詳細については、臼杵市が定める「(仮称) 臼杵市地震被災建築物応急危険度判定実施要綱」に基づき業務を行う。



3 被災宅地危険度判定業務

(1) 担当

土木水産施設対策班（都市デザイン課）

(2) 受援体制

- ①多くの宅地が被災し、「被災宅地危険度判定士（「宅地危険度判定士」という。）」が不足し、授援が必要と判断した場合、本部班（総務課）へ要請し、災害対策本部長（市長）は、大分県に支援を要請する。場合によっては、災害時相互応援協定により、本部班（防災危機管理室）は、協定締結自治体への要請となることもある。
- ②宅地危険度判定士の参集場所は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ③参加した宅地危険度判定士の名簿を作成する。
- ④責任者は、参加する宅地危険度判定士に対して研修を行い、業務内容などを説明し、調査区域を指示して調査にあたってもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。
- ⑤担当者は、その都度災害対策本部に状況を報告する。
- ⑥休憩室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑦必要な判定資機材は、土木水産施設対策班（都市デザイン課）が準備するが、参加する宅地危険度判定士が準備することは妨げない。
- ⑧宅地危険度判定士の移動は、公用車、バイク、自転車又は徒歩によるものとする。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用する場合も有り得る。
- ⑨宅地危険度判定士の食料は、基本的には本人が確保することとするが、確保が出来ない場合は、責任者が本部班（総務課）へ連絡し、必要数を確保していく。ただし、公務員以外の場合は、臼杵市が確保に努めるものとする。
- ⑩支援者の宿泊先については、責任者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受ける。

(3) 受援業務の内容

平成9年5月に創設された都道府県、政令指定都市等で構成する「被災宅地危険度判定連絡協議会」が作成したマニュアル等に沿って業務を行う。

4 応急仮設住宅建設業務

(1) 担当

土木水産施設対策班（都市デザイン課）

(2) 受援体制

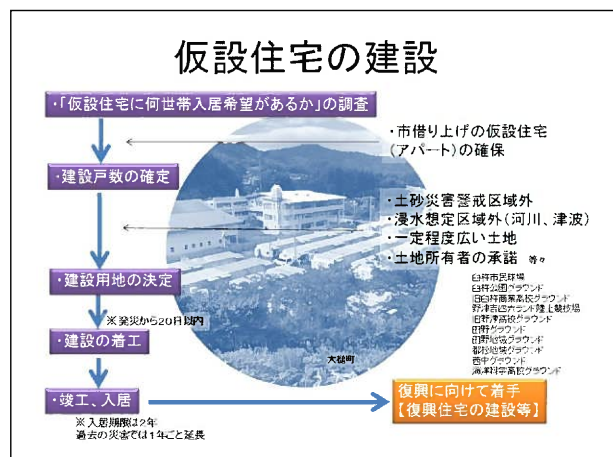
- ①災害対策本部から応急仮設住宅建設の指示があった場合に、規模等を判断して他自治体からの受援が必要な場合、本部班（総務課）へ要請し、災害対策本部長（市長）は、大分県に支援を要請する。場合によっては、災害時相互応援協定により、本部班（防災危機管理室）は、協定締結自治体への要請となることもある。
- ②責任者は、他自治体から応援職員に対して、応急仮設住宅整備計画の内容などを説明し、建設地区の応急仮設住宅建設工事の設計、監理監督業務にあたってもらう。
- ③担当者は、支援者に対して研修を行い、業務内容などを説明する。業務終了後、必要に応じミーティングを行い、翌日に支障がないように努める。
- ④執務室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑤休憩室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑥必要な資機材は、土木水産施設対策班（都市デザイン課）が準備するが、支援者が準備することは妨げない。
- ⑦支援者の移動は、公用車又は徒歩によるものとする。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用する場合も有り得る。
- ⑧支援者の食料は、基本的には本人が確保することとするが、確保が出来ない場合は、責任者が本部班（総務課）へ連絡し、必要数を確保していく。ただし、公務員以外の場合は、臼杵市が確保に努めるものとする。
- ⑨支援者の宿泊先については、責任者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受ける。

(3) 受援業務の内容

- ①応急仮設住宅建設工事の設計、監理監督業務

(4) 応急仮設住宅建設予定候補地

臼杵市民球場、臼杵公園グラウンド、
旧臼杵商業高校グラウンド、
野津吉四六ランド陸上競技場、
旧野津高校グラウンド、
田野地域グラウンド、
都松地域グラウンド、
西中グラウンド
海洋科学高校グラウンド



5 建物被害認定調査業務

(1) 担当

救護地域対策班（税務課）

(2) 受援体制

- ①受援が必要な場合は、本部班（総務課）へ要請し、災害対策本部長（市長）は、大分県に支援を要請する。場合によっては、災害時相互応援協定により、本部班（防災危機管理室）は、協定締結自治体への要請となることもある。
- ②建物被害認定調査員の参集場所及び執務室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ③参加した建物被害認定調査員の名簿を作成する。
- ④責任者は、参加する建物被害認定調査員に対して研修を行い、業務内容などを説明し、調査区域を指示して調査にあたってもらう。また、業務終了後もミーティングを行い翌日に備える。
- ⑤休憩室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑥必要な資機材は、救護地域対策班（税務課）が準備するが、支援者が準備することは妨げない。
- ⑦支援者の移動は、公用車又は徒歩によるものとする。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用する場合も有り得る。
- ⑧支援者の食料は、基本的には本人が確保することとするが、確保が出来ない場合は、責任者が本部班（総務課）へ連絡し、必要数を確保していく。
- ⑨支援者の宿泊先については、責任者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受ける。

(3) 受援業務の内容

- ①り災証明交付申請書の受付
- ②平成25年6月に内閣府（防災担当）が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に沿って住家の判定業務を行う。

6 道路・河川・橋梁・建物等の復旧業務

(1) 担当

土木水産施設対策班（建設課・都市デザイン課・農林振興課）

(2) 受援体制

- ①受援が必要な場合は、本部班（総務課）へ要請し、災害対策本部長（市長）は、大分県に支援を要請する。場合によっては、災害時相互応援協定により、本部班（防災危機管理室）は、協定締結自治体への要請となることもある。
- ②緊急輸送路の確保のための道路啓開及び応急復旧については、建設課が大分県建設業協会臼杵支部へ連絡し、事前に定めている「災害緊急時の連絡・協力体制」に基づき、作業内容の打ち合わせを行い、作業に着手する。
- ③責任者は、支援者に対して研修を行い、業務内容などを説明する。業務終了後、必要に応じミーティングを行い、翌日に支障がないように努める。
- ④執務室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑤休憩室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑥必要な資機材は、土木水産施設対策班（都市デザイン課）が準備するが、支援者が準備することは妨げない。
- ⑦支援者の移動は、公用車又は徒歩によるものとする。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用する場合も有り得る。
- ⑧支援者の食料は、基本的には本人が確保することとするが、確保が出来ない場合は、責任者が本部班（総務課）へ連絡し、必要数を確保していく。
- ⑨支援者の宿泊先については、責任者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受ける。

(3) 受援業務の内容

- ①道路啓開に支障となる建物等の撤去
- ②緊急輸送路の確保のための道路啓開
- ③災害査定・実施設計のための測量・設計業務
- ④道路、河川、公共建物、農地及び農業用施設の復旧のための実施設計及び監督業務



(4) 連絡先

大分県建設業協会臼杵支部
TEL0972-62-3419

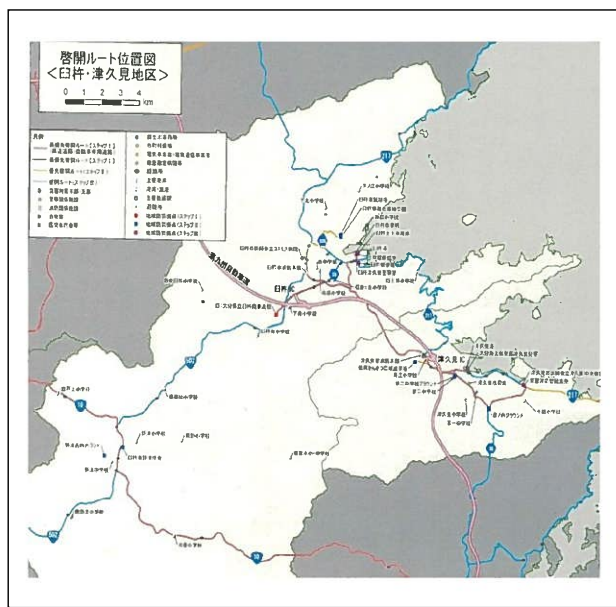
※道路啓開とは、緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることをいう。

臼杵市災害時受援計画 Ⅱ 個別受援計画

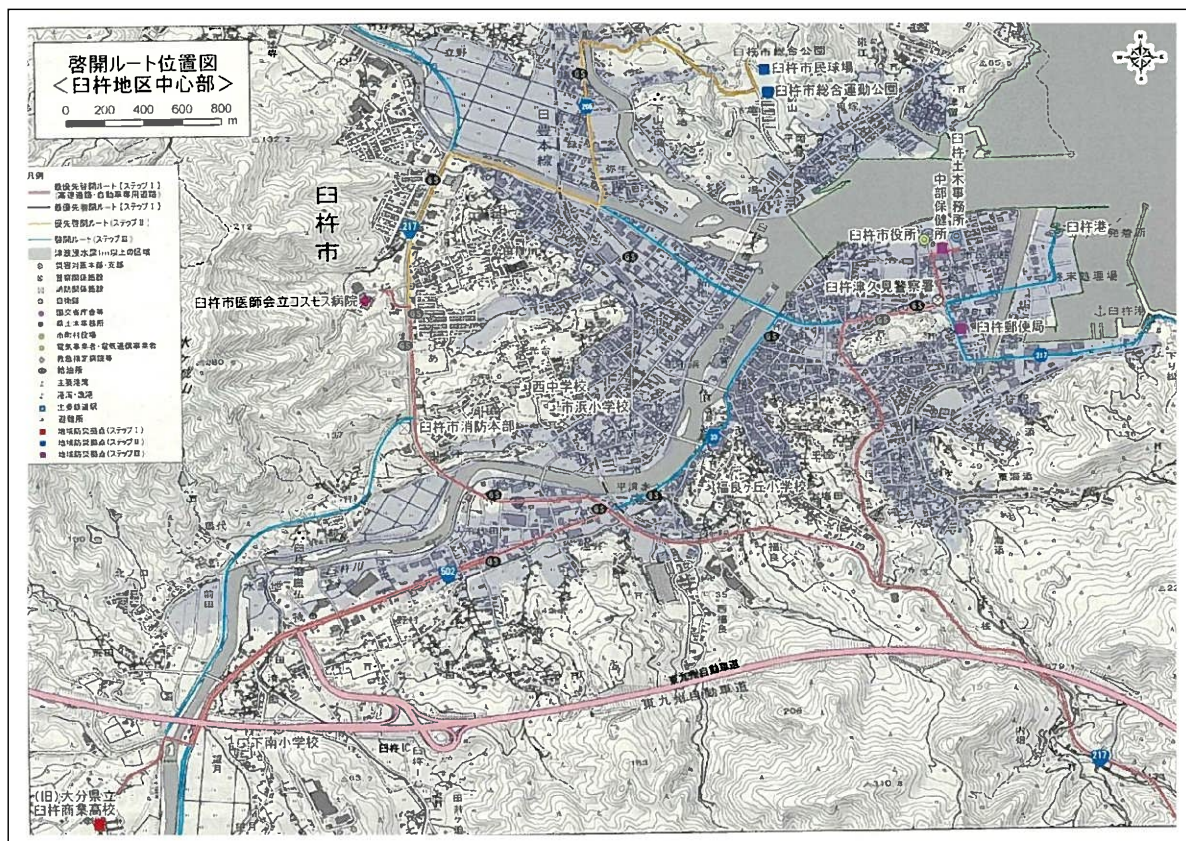
(5) その他

大分県が、平成28年8月に「臼杵・津久見地区道路啓開実施計画」を作成しており、市内の啓開ルートについて明記している。

【「臼杵・津久見地区道路啓開実施計画」より抜粋】



路線名	起点	終点	ステップ区分
東九州自動車道	大分・臼杵市境	津久見・佐伯市境	ステップⅠ
一般国道10号	豊後大野・臼杵市境	臼杵・佐伯市境	ステップⅠ
一般国道217号	大分・臼杵市境	末広橋先交差点	ステップⅢ
一般国道217号	末広橋先交差点	コスモス病院	ステップⅡ
一般国道217号	コスモス病院	土橋交差点	ステップⅠ
一般国道217号	土橋交差点	津久見IC	ステップⅠ
一般国道502号	豊後大野・臼杵市境	臼杵市R10	ステップⅢ
一般国道502号	臼杵市R10	旧臼杵商業高校入口	ステップⅢ
一般国道502号	旧臼杵商業高校入口	臼杵IC	ステップⅠ
一般国道502号	臼杵IC	土橋交差点	ステップⅠ
(一)臼杵坂/市線	大分・臼杵市境	臼杵市R217	ステップⅢ
(主)臼杵停車場線	土橋交差点	中須賀橋東交差点	ステップⅢ
(主)臼杵停車場線	中須賀橋東交差点	臼杵市臼杵55-1	ステップⅢ
(主)臼杵停車場線	臼杵市臼杵55-1	臼杵津久見警察署	ステップⅠ
(主)臼杵停車場線	臼杵津久見警察署	臼杵津久見線	ステップⅢ
(一)臼杵坂/市線	中須賀橋東交差点	江無田橋付近	ステップⅢ
(一)臼杵坂/市線	江無田橋付近	指導 総合公園線	ステップⅡ
(一)臼杵津久見線	臼杵港線	大泊浜徳浦線	ステップⅢ
(一)臼杵津久見線	大泊浜徳浦線	津久見R217	ステップⅢ
市道 江無田黒丸線	江無田橋付近	末広橋先交差点	ステップⅡ
市道 総合公園線	臼杵坂/市線	うすき市総合運動公園	ステップⅡ
市道 市浜前田線	臼杵市消防本部	旧臼杵商業高校入口	ステップⅢ
市道 市浜前田線	臼杵市R217	コスモス病院	ステップⅠ
市道	臼杵停車場線	臼杵港	ステップⅢ
市道	柳原交差点	臼杵市臼杵55-1	ステップⅠ



7 上水道の復旧・応急給水業務

(1) 担当

上下水道対策班（上下水道管理課、上下水道工務課）

(2) 受援体制

- ①受援が必要な場合は、本部班（総務課）へ要請し、災害対策本部長（市長）は、大分県及び日本水道協会大分県支部並びに臼杵市管工事協同組合に支援を要請する。場合によっては、災害時相互応援協定により、本部班（防災危機管理室）は、協定締結自治体への要請となることもある。
- ②責任者は、支援者に対して研修を行い、業務内容などを説明する。業務終了後、必要に応じミーティングを行い、翌日に支障がないように努める。
- ③執務室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ④休憩室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑤必要な資機材は、上下水道対策班（上下水道管理課、上下水道工務課）が準備するが、支援者が準備することは妨げない。
- ⑥支援者の移動は、公用車又は徒歩によるものとする。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用することも有り得る。
- ⑦支援者の食料は、基本的には本人が確保することとするが、確保が出来ない場合は、責任者が本部班（総務課）へ連絡し、必要数を確保していく。
- ⑧支援者の宿泊先については、責任者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受ける。

(3) 受援業務の内容

- ①応急給水作業
- ②広報活動
- ③応急復旧作業
- ④応急復旧資機材・物資等の提供
- ⑤災害査定に必要な設計図書、その他の関係資料の作成（現地調査も含む。）及び災害査定の立会
- ⑥水道施設の復旧のための実施設計及び監督業務

(4) 連絡先

日本水道協会大分県支部
Tel097-538-2403（大分市上下水道局総務課内）
臼杵市管工事協同組合
Tel0972-62-5126（臼杵市水道事業所内）



8 下水道の応急復旧業務

(1) 担当

上下水道対策班（上下水道管理課、上下水道工務課）

(2) 受援体制

- ①受援が必要な場合は、本部班（総務課）へ要請し、災害対策本部長（市長）は、大分県に支援を要請する。場合によっては、災害時相互応援協定により、本部班（防災危機管理室）は、協定締結自治体への要請となることもある。
- ②責任者は、支援者に対して研修を行い、業務内容などを説明する。業務終了後、必要に応じミーティングを行い、翌日に支障がないように努める。
- ③執務室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ④休憩室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑤必要な資機材は、上下水道対策班（上下水道管理課、上下水道工務課）が準備するが、支援者が準備することは妨げない。
- ⑥支援者の移動は、公用車又は徒歩によるものとする。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用することも有り得る。
- ⑦支援者の食料は、基本的には本人が確保することとするが、確保が出来ない場合は、責任者が本部班（総務課）へ連絡し、必要数を確保していく。
- ⑧支援者の宿泊先については、責任者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受ける。

(3) 受援業務の内容

- ①災害に状況を把握する現地調査
- ②公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- ③下水道施設について、その応急工事は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプ及び仮設トイレの設置、その他の維持又は修繕に関する工事
- ④災害査定に必要な設計図書、その他の関係資料の作成（現地調査も含む。）及び災害査定の立会
- ⑤水道施設の復旧のための実施設計及び監督業務

(4) 対象施設（公共下水道施設及び農業集落排水施設）

- ①終末処理場
- ②ポンプ場
- ③管路

<参考> 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令

第5条 第1条に規定する公共土木施設について災害が生じた場合においては、その公共土木施設が市町村の維持管理に属するものにあつては市町村長が都道府県知事に、都道府県又は指定都市の維持管理に属するものにあつては都道府県知事又は指定都市の長が主務大臣に、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その状況を報告しなければならない。

9 り災証明の発行業務

(1) 担当

本部班（総務課）

(2) 受援体制

- ①受援が必要な場合は、本部班（総務課）へ要請し、災害対策本部長（市長）は、大分県に支援を要請する。場合によっては、災害時相互応援協定により、本部班（防災危機管理室）は、協定締結自治体への要請となることもある。
- ②責任者は、支援者に対して研修を行い、業務内容などを説明する。業務終了後、必要に応じミーティングを行い、翌日に支障がないように努める。
- ③執務室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ④休憩室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑤必要な資機材は、本部班（総務課）が準備するが、支援者が準備することは妨げない。
- ⑥支援者の移動は、公用車又は徒歩によるものとする。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用することも有り得る。
- ⑦支援者の食料は、基本的には本人が確保することとするが、確保が出来ない場合は、責任者が本部班（総務課）へ連絡し、必要数を確保していく。
- ⑧支援者の宿泊先については、責任者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受ける。

(3) 受援業務の内容

- ①建物被害認定調査の結果を被災者台帳に入力し、証明書を作成し発行する。
- ②異議申し立ての受付。

10 保険証再交付等の業務

(1) 担当

救護地域対策班（保険健康課）

(2) 受援体制

- ①受援が必要な場合は、本部班（総務課）へ要請し、災害対策本部長（市長）は、大分県に支援を要請する。場合によっては、災害時相互応援協定により、本部班（防災危機管理室）は、協定締結自治体への要請となることもある。
- ②責任者は、支援者に対して研修を行い、業務内容などを説明する。業務終了後、必要に応じミーティングを行い、翌日に支障がないように努める。
- ③執務室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ④休憩室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑤必要な資機材は、救護地域対策班（保険健康課）が準備するが、支援者が準備することは妨げない。
- ⑥支援者の移動は、公用車又は徒歩によるものとする。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用することも有り得る。
- ⑦支援者の食料は、基本的には本人が確保することとするが、確保が出来ない場合は、責任者が本部班（総務課）へ連絡し、必要数を確保していく。
- ⑧支援者の宿泊先については、責任者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受ける。

(3) 受援業務の内容

- ①被災及び避難時において、保険証等を消失及び紛失した被保険者に対し、申請に基づき再交付する（国保・後期高齢者）
- ②被災による減免申請の受付
- ③医療機関からの資格確認への対応
- ④高額療養費の支給申請受付
- ⑤年金受給に関する相談対応（支払確認等）

1.1 税に関する業務

(1) 担当

救護地域対策班（税務課）

(2) 受援体制

- ①受援が必要な場合は、本部班（総務課）へ要請し、災害対策本部長（市長）は、大分県に支援を要請する。場合によっては、災害時相互応援協定により、本部班（防災危機管理室）は、協定締結自治体への要請となることもある。
- ②責任者は、支援者に対して研修を行い、業務内容などを説明する。業務終了後、必要に応じミーティングを行い、翌日に支障がないように努める。
- ③執務室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ④休憩室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑤必要な資機材は、救護地域対策班（税務課）が準備するが、支援者が準備することは妨げない。
- ⑥支援者の移動は、公用車又は徒歩によるものとする。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用することも有り得る。
- ⑦支援者の食料は、基本的には本人が確保することとするが、確保が出来ない場合は、責任者が本部班（総務課）へ連絡し、必要数を確保していく。
- ⑧支援者の宿泊先については、責任者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受ける。

(3) 受援業務の内容

- ①税務課所管の事務分掌にある業務

1 2 仮設住宅の申込受付・入居手続き業務

(1) 担当

土木水産施設対策班（都市デザイン課）

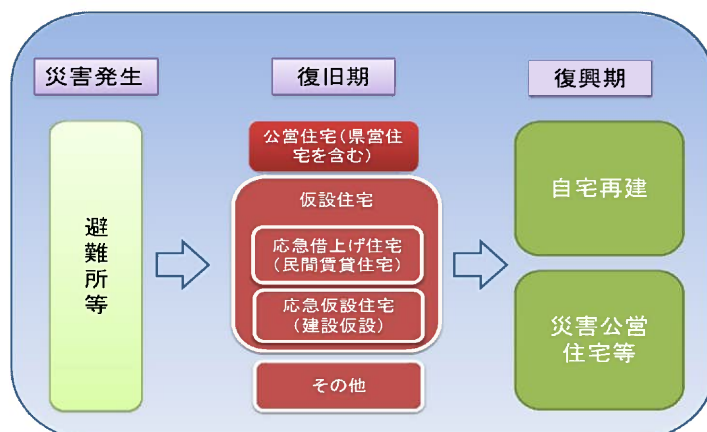
(2) 受援体制

- ①受援が必要な場合は、本部班（総務課）へ要請し、災害対策本部長（市長）は、大分県に支援を要請する。場合によっては、災害時相互応援協定により、本部班（防災危機管理室）は、協定締結自治体への要請となることもある。
- ②責任者は、支援者に対して研修を行い、業務内容などを説明する。業務終了後、必要に応じミーティングを行い、翌日に支障がないように努める。
- ③執務室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ④休憩室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑤必要な資機材は、土木水産施設対策班（都市デザイン課）が準備するが、支援者が準備することは妨げない。
- ⑥支援者の移動は、公用車又は徒歩によるものとする。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用することも有り得る。
- ⑦支援者の食料は、基本的には本人が確保することとするが、確保が出来ない場合は、責任者が本部班（総務課）へ連絡し、必要数を確保していく。
- ⑧支援者の宿泊先については、責任者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受ける。

(3) 受援業務の内容

- ①住宅所有者（住宅提供の意思のある所有者）等の意向調査（民間の借り上げ住宅の物件提供もあるため）
- ②住宅所有者（住宅提供の意思のある所有者）等の情報管理
- ③住宅所有者（住宅提供の意思のある所有者）等との建物賃貸借契約の締結
- ④応急仮設住宅と応急借上げ住宅の必要戸数の把握及び配分調整
- ⑤応急仮設住宅と応急借上げ住宅の支援があることの被災者等への周知
- ⑥応急仮設住宅と応急借上げ住宅の募集・申し込み窓口業務（入居手続き）

(4) 応急仮設住宅の概要



1.3 被災者への総合支援業務（被災者総合窓口）

（1）担当

- 救護地域対策班（市民課・同和人権対策課）
- 総務対策班（秘書・総合政策班）

（2）受援体制

- ①受援が必要な場合は、本部班（総務課）へ要請し、災害対策本部長（市長）は、大分県に支援を要請する。場合によっては、災害時相互応援協定により、本部班（防災危機管理室）は、協定締結自治体への要請となることもある。
- ②支援者の対応可能言語等を確認し名簿を作成する。
- ③責任者は、支援者に対して研修を行い、業務内容などを説明する。業務終了後、必要に応じミーティングを行い、翌日に支障がないように努める。
- ④執務室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑤休憩室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑥必要な資機材は、救護地域対策班（市民課・同和人権対策課）及び総務対策班（秘書・総合政策班）が準備するが、支援者が準備することは妨げない。
- ⑦支援者の移動は、公用車又は徒歩によるものとする。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用することも有り得る。
- ⑧支援者の食料は、基本的には本人が確保することとするが、確保が出来ない場合は、責任者が本部班（総務課）へ連絡し、必要数を確保していく。
- ⑨支援者の宿泊先については、責任者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受ける。

（3）受援業務の内容

- ①情報発信内容の翻訳
 - ・市が報道提供する内容
 - ・避難所で必要な情報
- ②情報の発信及び収集
 - ・ホームページ、フェイスブック等への掲載
 - ・メール登録者への発信
 - ・多文化共生に関わる情報の発信
 - ・問い合わせへの対応（メール、電話等）
 - ・安否確認（避難者リスト、他の外国人等あらゆる方面からの情報収集）
 - ・支援制度及び出国手続きに関する情報
- ③避難所巡回
 - ・避難者相談窓口での窓口業務
 - ・外国人専用相談窓口での相談業務

- ・外国人の避難情報に基づく巡回相談業務
- ・諸手続きの際の通訳派遣及び通訳業務

④弁護士相談の実施

- ・弁護士会の支援を受けて、被災者への弁護相談を行う。

(4) 職員の対応

市職員のうち、外国語が堪能な職員については、優先して通訳業務に従事する。

職 員 名	堪能な言語

1.4 避難所等における保健衛生・医療救護活動業務

(1) 担当

救護地域対策班（保険健康課・高齢者支援課）

(2) 受援体制

- ①受援が必要な場合は、本部班（総務課）へ要請し、災害対策本部長（市長）は、大分県に支援を要請する。場合によっては、災害時相互応援協定により、本部班（防災危機管理室）は、協定締結自治体への要請となることもある。
- ②責任者は、大分県中部保健所からのリエゾンと情報収集や派遣調整に関する協議を行う。
- ③担当者は、支援者に対して研修を行い、業務内容などを説明する。業務終了後、必要に応じミーティングを行い、翌日に支障がないように努める。
- ④執務室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑤休憩室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑥必要な資機材は、救護地域対策班（保険健康課・高齢者支援課）が準備するが、支援者が準備することは妨げない。
- ⑦支援者の移動は、公用車又は徒歩によるものとする。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用することも有り得る。
- ⑧支援者の食料は、基本的には本人が確保することとするが、確保が出来ない場合は、責任者が本部班（総務課）へ連絡し、必要数を確保していく。
- ⑨支援者の宿泊先については、責任者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受ける。

(3) 受援業務の内容

避難した市民等の健康管理のための活動を実施する。

①医療救護活動

- ・トリアージ、応急措置、巡回医療等
- ・診療計画等の情報提供

②保健衛生活動

- ・保健師等により、健康調査及び健康状況の把握、健康相談、健康教育、環境整備、衛生管理、感染症予防等の健康支援

③精神保健活動

- ・相談やカウンセリング等の提供、精神疾患の早期発見、心の健康管理の啓発活動

④口腔衛生管理活動

- ・歯科医師会に要請し、応急措置、口腔疾患や誤嚥性肺炎の予防に対する口腔衛生指導

1.5 災害廃棄物処理業務

(1) 担当

衛生対策班（環境課）

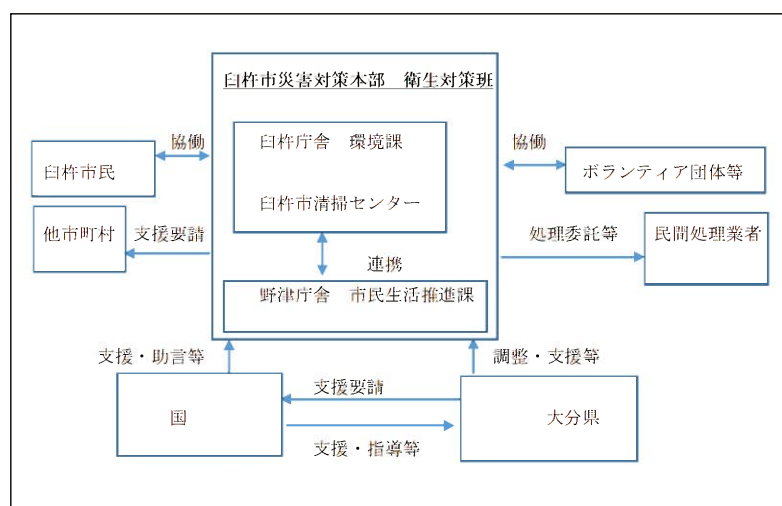
(2) 受援体制

- ①受援が必要な場合は、本部班（総務課）へ要請し、災害対策本部長（市長）は、大分県に支援を要請する。場合によっては、災害時相互応援協定により、本部班（防災危機管理室）は、協定締結自治体への要請となることもある。
- ②責任者は、支援者に対して研修を行い、業務内容などを説明する。業務終了後、必要に応じミーティングを行い、翌日に支障がないように努める。
- ③執務室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ④休憩室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑤必要な資機材は、衛生対策班（環境課）が準備するが、支援者が準備することは妨げない。
- ⑥支援者の移動は、公用車又は徒歩によるものとする。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用することも有り得る。
- ⑦支援者の食料は、基本的には本人が確保することとするが、確保が出来ない場合は、責任者が本部班（総務課）へ連絡し、必要数を確保していく。
- ⑧支援者の宿泊先については、責任者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受ける。

(3) 受援業務の内容

大規模災害が発生した際には、平成30年3月に臼杵市環境課が策定した「臼杵市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理を行っていく。

当該計画は二つの章から構成されており、第1章の「基本的事項」は、基本的考え方、基本方針を定めている。第2章の「廃棄物処理について」は、がれき、津波堆積物、避難所ごみ、有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物、し尿それぞれの処理について基本的な考え方や処分などを示している。



臼杵市災害廃棄物処理計画 より

1 6 一般避難所及び福祉避難所の連絡調整業務

(1) 担当

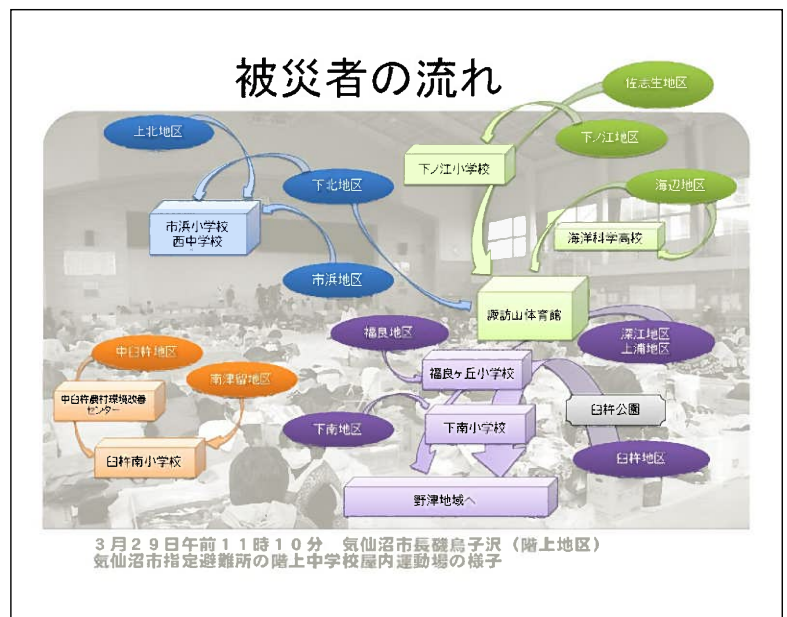
一般避難所……………救護地域対策班（保険健康課・高齢者支援課・税務課・市民生活推進課）
福祉避難所……………要配慮者支援班（福祉課・子ども子育て課）

(2) 受援体制

- ①受援が必要な場合は、本部班（総務課）へ要請し、災害対策本部長（市長）は、大分県に支援を要請する。場合によっては、災害時相互応援協定により、本部班（防災危機管理室）は、協定締結自治体への要請となることもある。
- ②責任者は、支援者に対して研修を行い、業務内容などを説明する。業務終了後、必要に応じミーティングを行い、翌日に支障がないように努める。
- ③執務室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ④休憩室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑤必要な資機材は、救護地域対策班（保険健康課・高齢者支援課・税務課・市民生活推進課）及び要配慮者支援班（福祉課・子ども子育て課）が準備するが、支援者が準備することは妨げない。
- ⑥支援者の移動は、公用車又は徒歩によるものとする。ただし、場合によっては、支援者の車両を使用することも有り得る。
- ⑦支援者の食料は、基本的には本人が確保することとするが、確保が出来ない場合は、責任者が本部班（総務課）へ連絡し、必要数を確保していく。
- ⑧支援者の宿泊先については、責任者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受ける。

(3) 受援業務の内容

- ①災害対策本部との連絡調整
- ②避難所運営の支援
- ③各避難所との連絡調整
- ④避難状況の把握
- ⑤災害状況の提供
- ⑥緊急物資、食料、飲料水の供給配分の協力
- ⑦防災倉庫の管理
- ⑧災害時要援護者の移送依頼（専門施設等）
- ⑨災害ボランティアと連絡調整



1.7 広域応援部隊（警察災害派遣隊・緊急消防援助隊・自衛隊災害派遣部隊）等の受け入れ

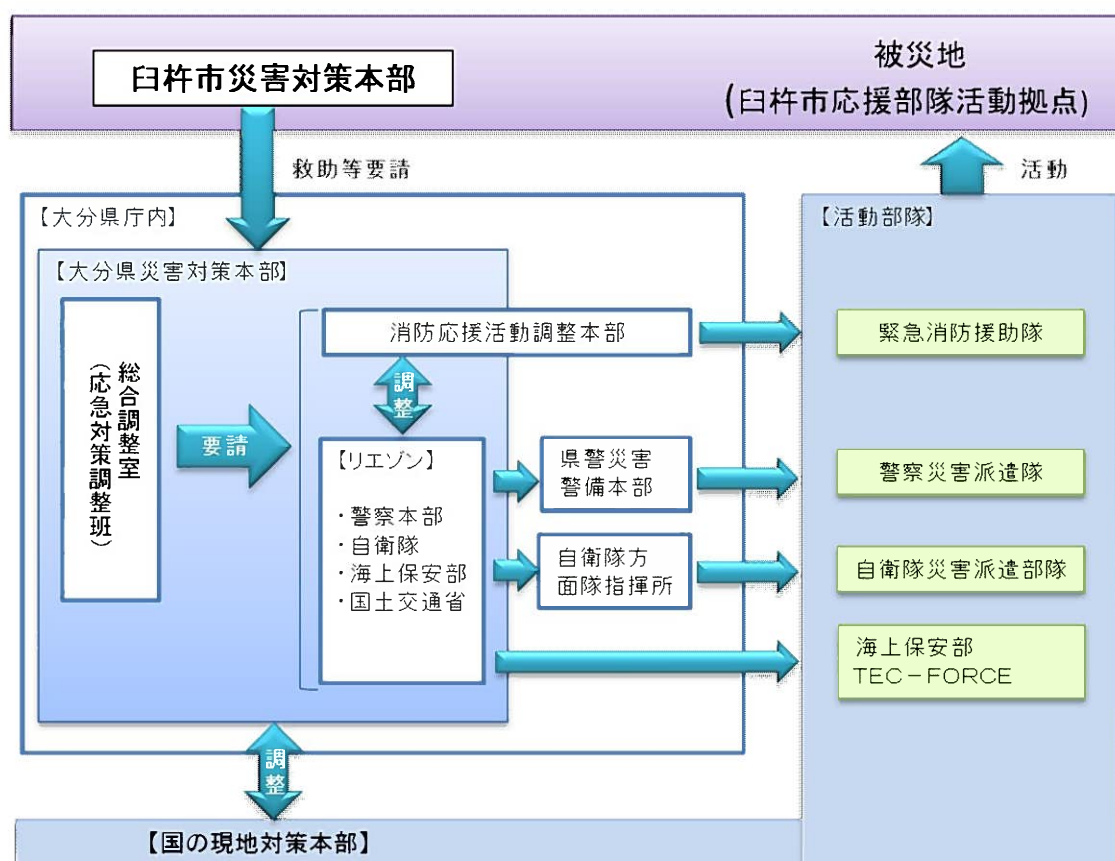
(1) 担当

本部班（防災危機管理室）、消防対策班（消防本部）

(2) 受援体制

- ①災害の規模に応じて、災害対策本部長（市長）は大分県に救助及び支援等を要請する。
- ②消防対策班の責任者は、各部隊長に対し状況を説明する。一日の活動終了後、ミーティングを行い、翌日に支障がないように努める。
- ③各部隊長に対し、災害対策本部への出席を求めることがある。
- ④休憩室は、災害対策本部が指定した場所とする。
- ⑤必要な資機材は、各部隊が準備するものとする。
- ⑥部隊の移動は、部隊の車両を使用することとする。
- ⑦部隊員の食料は、基本的には各部隊が確保することとするが、確保が出来ない場合は、部隊長は、消防対策班（消防本部）へ連絡する。消防対策班の責任者は、本部班（総務課）へ連絡を通じて必要数を確保していく。
- ⑧部隊員の宿泊先については、消防対策班の管理者が本部班（総務課）から宿泊先の指示を受けて、各部隊に伝える。

各機関への派遣要請・調整の流れ



大分県広域受援計画より一部加工

(3) 受援業務の内容

- ①消防活動及びその支援
- ②被害状況及び情報の収集、把握、連絡
- ③避難者の援助
- ④遭難者等の捜査活動
- ⑤水防活動
- ⑥道路又は水路の啓開
- ⑦応急医療、救護及び防疫
- ⑧人員及び物資の緊急輸送
- ⑨炊飯及び給水
- ⑩援助物資の無償貸与又は譲与
- ⑪危険部の保安及び除去
- ⑫避難誘導
- ⑬救出救助
- ⑭検視、死体見分及び身元確認の支援
- ⑮緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
- ⑯行方不明者の捜索
- ⑰治安の維持
- ⑱被災者等への情報伝達

(4) 進出拠点及び応援部隊活動拠点

- ①進出拠点とは、県外から応援部隊が被災地に向かって移動する際に目標となる拠点
 - ・旧臼杵商業高校
 - ・野津吉四六ランド
- ②応援部隊活動拠点とは、各部隊が被災地において、部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点
 - ・旧臼杵商業高校
 - ・野津吉四六ランド

1 8 災害ボランティア活動業務（派遣要請・受け入れ・配置）

（1）担当

救護地域対策班（福祉課）

（2）受援体制

①災害ボランティアセンターとの連絡調整

- ・臼杵市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの運営を支援する。
- ・救護地域対策班の責任者は、災害対策本部から要請のあるボランティア業務について、災害ボランティアセンターと協議し、配置等の調整を行う。

②資機材

- ・災害ボランティアセンターに備蓄されている資機材を活用する。なお、資機材が不足する場合には、ボランティアセンターから救護地域対策班（福祉課）に依頼し調達する。

③食料等

- ・食料や飲料水については、原則ボランティア自身が確保する。

④宿泊場所

- ・宿泊する場所については、原則ボランティア自身が確保する。

⑤協定している団体との連携

- ・臼杵市防災士と「各種災害が発生した場合における災害ボランティアとの協力に関する協定」を締結している。

（3）受援業務の内容

- ①市外から応援に来るボランティアの相談、受付、配置準備
- ②ボランティア活動保険の加入手続き
- ③避難所における生活支援などの個別ニーズの集約
- ④大分県災害ボランティアセンターとの連絡調整等

（3）ボランティアが行う業務内容

- ①瓦礫の処理
- ②土砂の撤去
- ③物資等の配給
- ④避難所等の支援活動
- ⑤その他、要望のある業務

Ⅲ 災害時相互応援協定

平成 30 年 4 月 1 日現在

区分	名称	相手先	協定の内容	締結日
医療	災害時における医療救護活動に関する協定書	一般社団法人 臼杵市医師会	集団災害発生時における救急医療活動に関する協定	H27. 03. 12
ガス	災害時におけるLPガスの供給等の協力に関する協定書	大分県LPガス協会臼杵支部臼杵分会	災害時における、LPガスの提供等	H23. 12. 15
環境・衛生	災害廃棄物の処理等に係る総合監理に関する協定書	リマテック株式会社	大規模災害時に、発生した災害廃棄物（がれき）の迅速・適正な処理のため、総合監理を委託	H24. 10. 02
環境・衛生	災害時における仮設トイレ等の供給及びし尿収集業務等に関する四者協定	(株)美幸環境、(株)臼杵環境センター、(株)豊肥環境センター	災害時における公共トイレ応急対策業務に関する協定	H28. 04. 13
自治体関係	相互応援協定書	津久見市	災害時における、応援隊の派遣等	S57. 04. 01
自治体関係	大分県及び市町村相互間の災害時応援協定	大分県及び県内市町村	災害時における市町村相互間の応援	H10. 05. 18
自治体関係	災害時相互応援協定	豊後大野市	災害時における、応援隊の派遣等	H17. 11. 10
自治体関係	目黒区と臼杵市との相互援助協定	東京都目黒区	災害発生時における、食糧・飲料水・生活必需品等の資材の提供、職員の派遣等	H18. 03. 01
自治体関係	臼杵市と国土交通省九州地方整備局における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局	大規模災害時、情報連絡体制の構築、現地連絡員の派遣、災害応急措置等	H23. 09. 05
自治体関係	臼杵市と目黒区との相互応援協定に基づく覚書	目黒区	東日本大震災の発生に伴い、H18年の協定に対し覚書を交わす	H24. 09. 03
自治体関係	災害時の相互援助協定	茨城県常陸太田市	災害発生時における、食糧・飲料水・生活必需品等の資材の提供、職員の派遣等	H25. 02. 27
自治体関係	三浦按針連携市による災害時の応援協定書	静岡県伊東市、神奈川県横須賀市、長崎県平戸市	災害時における市町村相互間の応援	H26. 08. 10
自治体関係	災害時の相互援助協定	気仙沼市	災害発生時における、食糧・飲料水・生活必需品等の資材の提供、職員の派遣等	H26. 09. 28
重機	災害時における応急対策業務に関する協定書	社団法人 大分県建設業協会臼杵支部	災害時における、建設資機材及び労力等の提供	H09. 06. 24

臼杵市災害時受援計画
Ⅲ 災害時相互応援協定

区分	名称	相手先	協定の内容	締結日
重機	災害時における応急対策業務に関する協定書	社団法人 大分県建設業協会臼杵支部	災害時における、建設資機材及び労力等の提供	H20. 06. 30
重機	災害時における応急対策協力に関する協定書	株式会社小松製作所 開発本部試験センタ 実用試験部	災害時における、建設資機材、労力、避難場所、避難物資等の仮置場及び急患搬送・物資輸送のための航空機発着場としての提供等	H24. 02. 02
上下水道	臼杵市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	災害時における下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援	H28. 11. 11
測量・設計	大規模災害時における被災状況調査の支援活動に関する協定書	一般社団法人大分県測量設計コンサルタント協会	大規模災害発が生じた場合におけるこの社会貢献活動の一環として行う被災状況調査の支援活動	H29. 03. 24
地域連携	津波発生時における避難誘導に関する協定書	下ノ江地区区長会、南日本造船㈱、下ノ江造船㈱、㈱オツカ、㈱若林造船所	津波発生時、地元造船企業4社の職員が地域住民の避難誘導・補助等を行う	H24. 10. 02
地域連携	確認書	中央区長会、臼杵小学校、臼杵小学校PTA	「子どもたちの命を守るとりくみ」	H25. 02. 19
地域連携	確認書	中央区長会、東中学校、東中学校PTA、㈱リック臼杵幼稚園、㈱リック臼杵幼稚園育友会、中央保育所、海添保育園、海添保育園多々良会	「子どもたちの命を守るとりくみ」	H25. 11. 01
地域連携	下南保育所園児の避難誘導に関する協定書	社会福祉協議会、大分醤油協業組合、下南地区防災連絡協議会	下南保育所園児の緊急避難の際に、大分醤油の建屋内外に避難すること及び避難誘導に関する協定	H26. 03. 20
地域連携	地域住民の安心・安全に関する協定書	臼杵市連合消防団、臼杵市防災士会	消防団と防災士が連携を図り減災に寄与することについて必要な事項を定める	H27. 01. 20
地域連携	災害時におけるボランティアの協力に関する協定書	臼杵市社会福祉協議会、臼杵市防災士会	各種災害が発生した場合における災害ボランティアとの協力に関する協定	H28. 01. 18

臼杵市災害時受援計画
Ⅲ 災害時相互応援協定

区分	名称	相手先	協定の内容	締結日
地図	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン 九州第一エリア総括部	災害時における地図製品等の供給及び利用に関する協定	H27. 02. 04
通信	タクシー無線を用いた災害時情報通信に関する協定書	臼杵タクシー㈱、富士タクシー㈱	災害時で電話等の有線通信の利用が困難な場合、タクシー事業者の無線を用いて地域情報の収集および伝達を行う	H24. 11. 30
通信	特設公衆電話の設置等に関する協定書	西日本電信電話㈱大分支店	災害時における特設公衆電話（事前設置）に関する協定	H29. 02. 06
電気・電力	臼杵市災害復旧に関する覚書	九州電力㈱佐伯配電事業所	災害発生時、防災情報の収集・提供等について双方の対策本部が連携を保ち電力施設も円滑な復旧を図る	H29. 02. 27
燃料	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	大分県石油販売協同組合 臼杵支部	災害発生時、緊急車両等や避難所への優先的な燃料供給、災害情報等の提供等を行う	H24. 10. 23
避難場所	災害時における避難場所についての協定書	医療法人輔仁会 介護老人保健施設南山園	災害時における、避難場所の提供	H18. 10. 27
避難場所	災害時における避難場所についての協定書	医療法人仁愛会 臼杵内科リハビリテーション病院	災害時における、避難場所の提供	H18. 12. 26
避難場所	津波発生時における緊急避難施設（津波避難ビル）の使用に関する協定書	コンフォート千代田、千代田区自主防災会（3者協定）	津波発生時、ビルを避難場所として提供	H23. 07. 04
避難場所	津波発生時における緊急避難施設（津波避難ビル）の使用に関する協定書（3件）	駅前区自主防災会、ホテルあわづ 江無田区、㈱マルシヨク、M・サンルーラル江無田管理組合	津波発生時、ビルを避難場所として提供	H25. 02. 27
避難場所	津波発生時における緊急避難施設（津波避難ビル）の使用に関する協定書	レイフ・ハーメイン諏訪	津波発生時、ビルを避難場所として提供	H25. 04. 03
避難場所	津波発生時における緊急二次避難施設としての使用に関する協定書	下ノ江地区区長会、下ノ江造船㈱	津波発生時における緊急二次避難施設としての使用	H25. 05. 08
避難場所	避難所施設利用に関する協定書	大分県立海洋科学高校	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	H25. 12. 24

臼杵市災害時受援計画
Ⅲ 災害時相互応援協定

区分	名称	相手先	協定の内容	締結日
避難場所	災害発生時における臼杵市と臼杵市内郵便局の協力に関する協定	臼杵市内郵便局、日本郵便事業(株)臼杵郵便局	災害時の避難所における臨時郵便差出箱の設置等	H27.07.01
避難場所	避難所施設利用に関する協定書	大分県立臼杵高等学校	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	H27.08.14
避難場所(要支援者)	災害時における福祉避難場所提供に関する協定書	社会福祉法人 みずほ厚生センター	災害発生時、4施設を高齢者・障がい者の避難場所として提供	H23.05.09
避難場所(要支援者)	災害時における福祉避難場所提供に関する協定書	社会福祉法人 同心会	災害発生時、2施設を高齢者の避難場所として提供	H23.11.25
避難場所(要支援者)	災害時における福祉避難場所提供に関する協定書	聖母の騎士会2、風連福祉会、栄仁会 (医福)末広、(有)ふくすけ、(有)あすとびあ	災害発生時、6法人7施設を高齢者・障がい者の避難場所として提供	H25.4.25 5.9
物資(飲料水・食品など)	災害時における救援物資提供に関する協定書	南九州コカ・コーラボトリング株式会社	災害時における、地域貢献型自動販売機内の在庫製品無償提供、飲料水の優先的な提供等	H18.05.26
物資(飲料水・食品など)	災害時における救援物資提供に関する協定書	臼杵運送株式会社	災害時における、物資の提供等	H20.01.25
物資(飲料水・食品など)	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	生活協同組合コープおおい	災害時における応急生活物資の確保・供給について提供を行う	H25.04.12
物資(飲料水・食品など)	災害時における飲料水の提供に関する協定書	伊藤園	災害時における飲料水の提供	H25.05.27
物資(飲料水・食品など)	備蓄缶詰製造に関する覚書	大分県立海洋科学高校	備蓄缶詰製造に関する覚書	H26.10.15
物資(飲料水・食品など)	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	フンドーキン醤油(株)、富士甚醤油(株)	災害時における副食調味料の調達に関する協定	H27.06.15
物資(飲料水・食品など)	災害時における生活必需物資の供給に関する協定書	大塚ウエルネスベンディング(株)	災害時における、自動販売機内及び併設された備蓄在庫製品の無償提供	H27.07.14

Ⅳ その他

○本計画では、18の業務について定めているが、被害の程度や復旧までに長期間を要する場合には、これ以外にも受援業務が発生する可能性がある。

よって、各班の責任者は、市職員の業務増加による体調の悪化を招く前に、受援が必要となる業務を把握し、速やかに本部（総務課）にその旨を申し出て、復旧・復興体制を確保するものとする。

○当該受援計画のほか、各業務において国や大分県が示す受援計画がある場合は、その計画に沿って支援を受けるものとする。

【その他の計画】

- ・大分県広域受援計画
- ・臼杵市災害廃棄物処理計画

○執務室及び休憩室については、災害対策本部が指定した場所としている。これは、現臼杵庁舎が臼杵川河口部に面しており、津波の被害を受け復旧・復興業務への程度影響があるか、判断がつかないためである。よって、復旧・復興業務を行うにあたっての執務室及び休憩室の考え方は以下のとおりとする。

津波警報解除後、それぞれの部署は施設の被災状況を把握し、復旧・復興業務に使用出来るかの判断を行う。使用可の場合は、速やかに片づけを行う。使用不可の場合は、盗難防止対策の措置を行う。

【執務室】

消防庁舎3F会議室・・・・・・・・・・災害対策本部【復興対策本部】

消防庁舎・・・・・・・・・・市長、副市長、教育長、理事、総務課、秘書・総合政策課、財務経営課

市浜地区コミュニティセンター・・・・被災者相談窓口、市民課、税務課、子ども子育て課、
福祉課、保険健康課、高齢者支援課、同和人権対策課、

野津庁舎・・・・・・・・・・使用不可

野津中央公民館・・・・・・・・・・市民生活推進課、会計課、契約検査課、農業委員会事務局、議会事務局、
建設課、都市デザイン課、上下水道管理課、上下水道工務課、教育総務課、
学校教育課、社会教育課、総合行政委員会事務局、臼津広域連合事務局、
議場

野津保健センター・・・・・・・・・・農林振興課

ほんまもの里農業推進センター・・・・産業促進課、おもてなし観光課

臼杵清掃センター・・・・・・・・・・環境課

臼杵市文化財管理センター・・・・・・・・文化・文化財課

野津学校給食センター・・・・・・・・学校給食課

旧臼杵商業校舎・・・・・・・・・・受援に来た自治体職員の事務室

※ 被災状況等に応じて変更することはある。

(仮)【平成32年度中(ライフライン等公共インフラ部署が旧臼杵商業高校校舎に移動、野津庁舎の改修が完了した場合)】

消防庁舎3F会議室「災害対策本部【復興対策本部】」

消防庁舎「市長」「副市長」「理事」「総務課」「秘書・総合政策課」「財務経営課」

野津庁舎「市民生活推進課」「農林振興課」「農業委員会事務局」「会計課」「産業促進課」「おもてなし観光課」
「議会事務局」「総合行政委員会事務局」「臼津広域連合事務局」

市浜地区コミュニティセンター「被災者相談窓口」「市民課」「税務課」「同和人権対策課」

旧臼杵商業高校校舎「建設課」「上下水道管理課」「上下水道工務課」「都市デザイン課」「福祉課」
「子ども子育て課」「保険健康課」「高齢者支援課」「契約検査課」

野津中央公民館「教育長」「教育総務課」「学校教育課」「社会教育課」「議場」

臼杵清掃センター「環境課」

臼杵市文化財管理センター「文化・文化財課」

野津学校給食センター「学校給食課」

※「野津保健センター」「ほんまもの里農業推進センター」については、受援に来た自治体職員の事務室として使用